

### 第九条

- 1 第一条1に規定する日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
- 2 第二条に規定する合衆国の措置は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

### 第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

### 第十一条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

## 資料55 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2006. 4. 1～2011. 5. 31)

		項 目	実 績
アジア太平洋地域における	政府間	○拡大ASEAN国防相会議 ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ADSOMプラス） ・高級事務レベル会合作業部会（ADSOMプラスWG） ○ASEAN地域フォーラム（ARF） ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ARF・SOM） ・信頼醸成に関する会期間支援グループ（ARF・ISG）	(10.10) (11.4) (10.12、11.2)  (06.7、07.8、08.7、09.7、10.7) (06.5、07.5、08.5、09.5、10.5、11.6) (06.11、07.3、07.11、08.4、08.10、09.4、09.11、10.3、10.11、11.4)
	民間主催	・IISSアジア安全保障会議	(06.6、07.6、08.5、09.5、10.6、11.6)
防衛省主催による		○日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合 ○共通安全保障課題に関する東京セミナー ○アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム） ○アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会） ○国際防衛学セミナー ○国際士官候補生会議	(09.3、10.3) (09.3、10.3) (06.10、07.9、08.10、09.10、10.9)  (07.1、08.2、09.7)  (06.7、07.7、08.7) (07.3、08.3、09.3)

安全保障対話		概 要	最近の状況	
防 衛 省 主 催	内部部局など	日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN諸国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	昨年3月、ASEAN地域の10か国及びASEAN事務局の参加を得て、第2回会合を開催し、非伝統的安全保障問題及びアジア太平洋地域における安全保障枠組み・協力といった、地域の共通の安全保障上の課題について率直かつ建設的な意見交換を行った。 なお、本年3月に予定していた第3回会合は東日本大震災のため、取り止めとなった。
		共通安全保障課題に関する東京セミナー	防衛省の主催により、09年から開催し、国内外から有識者及び防衛当局者を招き、地域の共通の安全保障課題と地域協力の促進のための方策等をテーマとして広く一般に公開して開催されるセミナーであり、地域協力促進に向けてオープンな形で意見を交換する場としている。	昨年3月、国内外から有識者及び防衛当局者の参加を得て、気候変動と防衛当局の役割及びアジア太平洋地域の安全保障枠組み・協力について議論を行い、安全保障環境改善のための取組に資するとともに、地域における対話・協力の促進に寄与した。
		アジア太平洋地域防衛当局フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	昨年9月、アジア太平洋地域の19か国(日本を含む。)とEUのほか、赤十字国際委員会(ICRC)の参加を得て、第15回フォーラムを開催し、「地域の安全保障協力における主要国の役割」及び「ARFにおける防衛当局の役割」について意見交換を行った。また、第1回TDFセミナーを合わせて開催し、「地域の安全保障協力における主要国の役割」と「海上安全保障と域内秩序の形成」に関して議論を行った。
	陸上自衛隊	陸軍兵站実務者交流(MLST) Multilateral Logistics Staff Talks	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域及び欧州地域の主要国等から兵站実務者を招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	昨年12月には、豪州、カナダ、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、米国の陸軍及び米海兵隊の兵站実務者を招聘して、第13回陸軍兵站実務者交流を開催し、国際緊急援助活動における兵站協力をテーマとして意見交換を行った。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	昨年8月、アジア太平洋地域9か国の陸軍大学学生等の参加を得て、第9回指揮幕僚課程学生多国間セミナー(The 9th Army Command and General Staff College Seminar)を開催し、各国陸軍の大規模災害派遣への取り組みと国際的な災害救援活動を的確に実施するための各国陸軍の連携のあり方をテーマとして意見交換を行った。
	海上自衛隊	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	本年2月、14か国からの参加者を得て、第13回のセミナーを開催し、「海洋安全保障と人道支援・災害救難(HA/DR)に係る海軍の活動に関する情報発信のあり方と、これを具現化するために上級士官に求められる資質」をテーマとして意見交換を行った。 なお、省庁間協力の一環として、海上保安庁からのオブザーバーの参加を得た。
指揮幕僚課程学生多国間セミナー(西太平洋海軍シンポジウム次世代士官セミナー:WPNS-SONG) Western Pacific Naval Symposium Seminar for Officers of Next Generation		海自の主催により、00年から毎年開催し、アジア太平洋地域の各国若手海軍軍人の参加を得て、参加者相互の理解を促進すること及び参加各国軍人に海自の現状及び日本の歴史、文化等についての認識を深めさせることを目的に、地域安全保障や海軍におけるリーダーシップなどに関し、意見を交換する場としている。	昨年10月、20か国の若手海軍軍人の参加を得て、第9回のセミナーを開催し、「海軍におけるリーダーシップの在り方及びその研鑽についての方策」及び「アジア太平洋地域の海洋をめぐる各国の安全保障に関する情勢認識」をテーマとして、意見交換を行った。 なお、第3回以降は、西太平洋シンポジウム(WPNS)の枠組みで実施するプログラムとして、WPNS次世代士官セミナーと呼称している。	

安全保障対話		概 要	最近の状況	
防	航空自衛隊	国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。	昨年10月、13カ国を招聘し、第15回目のセミナーを開催し、「国際平和協力活動における多国間協力進展のための教育訓練のあり方」をメインテーマとして意見交換を行った。
	航空自衛隊	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	昨年10月、アジア太平洋地域11カ国の空軍大学学生等の参加を得て第10回セミナーを開催し、「各国空軍の現状及び今後の方向性」をテーマとして意見交換を行った。
衛	防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の軍学校の教官などの参加を得て、士官学校における教育などに関する意見を交換する場としている。	昨年7月、13カ国を招聘し、第13回目のセミナーを開催し、「国際安全保障における軍事の役割の拡大と教育」をテーマとして意見交換を行った。
		国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	本年3月、16カ国を招聘し、第12回目の会議を開催し、「21世紀の国際安全保障情勢とその変容」をテーマとして意見交換を行った。
主	防衛研究所	安全保障国際シンポジウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	本年2月、米国、英国、豪州、ドイツ、フランス及び国内から著名な研究者を招き、「平和構築と軍事組織～21世紀の紛争処理のあり方を求めて～」を主題として意見交換を行った。
		国際安全保障コロキウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告及び討議を行う場としている。	本年2月、米国、英国、豪州、ドイツ、フランスの研究社を招くとともに、国内の専門家を交えて、「安定化作戦と同盟国の貢献」「治安部門改革（SSR）支援への同盟国の貢献」を議題として意見交換を行った。
		戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	昨年9月、米国、英国、豪州、中国、オランダ及び国内の研究者を招き、「太平洋戦争と連合国の対日戦略～開戦経緯を中心として～」を議題として意見交換を行った。

資料57 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など		概 要
政 府 主 催	内部部 局など	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS) Asia-Pacific Military Operations Research Symposium 参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
	プトラジャヤ・フォーラム	マレーシア国防省国防安全保障研究所主催により、ADMMプラス国を中心とした国防関係者の参加を得て、地域の安全保障に関して意見を行う場である。10年の第1回に参加した。
	ジャカルタ国際防衛ダイアログ (JIDD)	インドネシア国防省(インドネシア国防大学企画)主催により、ADMMプラス国を中心とした各国の国防関係者の参加を得て、地域の安全保障等に関して意見交換を行う場である。11年の第1回に参加した。
	統合幕 僚監部	アジア・太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD) Asia-Pacific Chief of Defense Conference 米国の主催又は参加国との持ち回り開催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア・太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS) Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar 米国と会員国の持ち回り開催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。07年の第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
	陸 上 自衛隊	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Armies Chiefs Conference 米国と参加国の持ち回り開催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が初めて主催した。
		太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS) Pacific Armies Management Seminar 米国と参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。
	海 上 自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium 米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium 参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議 Asia Pacific Submarine Conference 米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難等を中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
	航 空 自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Air Chiefs Conference 米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
		環太平洋空軍シンポジウム PACRIM Airpower Symposium 米国と参加国の持ち回り開催により毎年開催(96年及び97年は2回開催)され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。
	情報本部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC) Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference 太平洋軍司令部と参加国との持ち回り開催による、アジア・太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11(同23)年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。
民 間 主 催	IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)	英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回から参加している。
	地域安全保障サミット(マナーマ対話)	英国の国際戦略研究所の主催により、04年から開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回に政務官が参加した。
	ミュンヘン安全保障会議	62(昭37)年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツを始め、米、英、仏等のNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部等、各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加した。
	ハリファックス国際安全保障会議	米国ジャーマンマーシャル基金(GMF)がカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者(EU各国NATO担当相・国防相)の参加を得て、安全保障等に関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。
	北東アジア協力ダイアログ(NEACD) The Northeast Asia Cooperation Dialogue	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所(IGCC)が中心となり、参加国(中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシアおよび米国)から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
オーストラリア	統幕長 (11.2) 陸幕長 (07.8) 海幕長 (07.2) 空幕長 (08.5)	国防大臣 (07.6、08.12、10.5) 国防軍司令官 (07.6) 陸軍本部長 (07.3) 海軍本部長 (08.4) 空軍本部長 (06.9、10.4)	日豪PM協議 (06.8、08.2、10.3、11.4) 日豪MM協議 (06.5、06.8、07.5、08.9、09.10、10.10)
韓国	防衛大臣 (11.1) 政務官 (09.12、10.7) 事務次官 (09.6) 統幕長 (07.3、10.2) 陸幕長 (09.11) 海幕長 (08.10、10.4) 空幕長 (09.7、09.10)	国防部長官 (07.2、09.4) 国防次官 (10.12) 合同参謀議長 (08.4) 陸軍参謀総長 (08.1、09.8) 海軍参謀総長 (07.6) 空軍参謀総長 (08.4)	日韓安保対話 (07.5、07.10、08.11、09.12) 日韓防衛実務者対話 (06.12、07.7、08.7、09.10、10.7) 日韓防衛実務者対話作業部会 (07.12、08.12、09.10、10.12)
インド	防衛大臣 (07.8、10.4) 防衛副大臣 (07.8) 事務次官 (10.7) 陸幕長 (11.2) 空幕長 (06.4)	国防大臣 (06.5、09.11) 国防次官 (07.4) 陸軍参謀長 (07.4、09.8) 海軍参謀長 (08.8、10.9) 空軍参謀長 (07.1)	日・インドPM協議 (08.2、09.2、10.4、11.5) 日・インドMM協議 (08.2、09.2、10.4、11.5)
中国	防衛大臣 (09.3) 事務次官 (08.3) 統幕長 (08.2) 陸幕長 (10.2) 海幕長 (09.7) 空幕長 (09.11)	国防部長官 (07.8、09.11) 副総参謀長 (09.2) 海軍司令員 (08.10) 空軍司令員 (08.9)	日中安保対話 (06.7、09.3、11.1)
ロシア	統幕長 (08.4) 陸幕長 (06.5) 空幕長 (07.6)	参謀総長 (06.10、10.9) 地上軍総司令官 (08.3) 空軍総司令官 (10.6)	日露防衛当局間協議 (06.4、07.12、08.5、10.7) 日露安保協議 (08.4、10.7) 日露海上事故防止協定年次会合 (06.5、07.4、08.4、09.6、10.6) 日露共同作業グループ会合 (06.4、06.12、07.5、07.12、08.5、08.12、09.6)
東南アジア	○カンボジア 防衛副大臣 (07.8、10.5)	副首相兼国防大臣 (08.3) 国防省長官 (09.3、10.3) 国軍副司令官兼陸軍参謀総長 (09.8)	日・カンボジアPM・MM協議 (10.6)
	○インドネシア 防衛大臣 (06.8) 政務官 (11.1) 事務次官 (10.1) 統幕長 (10.6) 海幕長 (07.2)	国防大臣 (11.1) 国防副大臣 (10.3) 国防次官 (06.11、09.3) 国軍司令官 (06.8、06.11) 陸軍参謀総長 (09.8) 海軍参謀長 (08.2)	日・インドネシアMM協議 (07.3、10.9)
	○ラオス 防衛副大臣 (10.5)	国防次官 (09.3、10.3)	
	○マレーシア 政務官 (11.1) 事務次官 (08.1、10.1) 統幕長 (06.11)	国防大臣 (07.3) 国防次官 (10.3) 陸軍参謀総長 (09.8) 海軍司令官 (09.8)	
	○フィリピン 政務官 (09.5、11.1) 空幕長 (08.5)	国防次官 (08.10、09.3、10.3) 陸軍司令官 (09.8) 空軍司令官 (08.12)	日・フィリピンPM・MM協議 (06.4、07.12、10.8)
	○シンガポール 防衛大臣 (06.6、07.6、08.5、09.5、10.6、11.6) 事務次官 (11.1) 統幕長 (07.6、08.5、09.5、10.6) 陸幕長 (11.2) 海幕長 (10.2)	国防大臣 (07.11、09.12) 国防次官 (08.4、09.11) 国軍司令官 (09.9) 陸軍司令官 (09.8) 空軍司令官 (07.12)	日・シンガポールMM協議 (07.3、08.9、09.9、10.10)
	○タイ 防衛大臣 (07.1) 防衛副大臣 (09.12) 政務官 (08.5、11.1) 事務次官 (11.1) 海幕長 (11.6)	国軍最高司令官 (08.6) 陸軍司令官 (09.8) 海軍司令官 (10.8)	日・タイPM・MM協議 (07.10、09.9、10.9)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
東南アジア	○東ティモール 防衛副大臣 (10.5)	首相兼国防・治安大臣 (09.3) 国防担当國務長官 (09.2、10.10)	
	○ベトナム 防衛大臣 (10.10) 防衛副大臣 (10.10) 政務官 (09.5) 事務次官 (10.1) 陸幕長 (07.3) 海幕長 (10.2)	国防次官 (10.3) 人民軍副総参謀長 (09.8)	日・ベトナムPM・MM協議 (07.12、08.11、10.4) 日ベトナム戦略的パートナーシップ対話 (10.12)
英国	政務官 (10.9) 海幕長 (09.5) 空幕長 (07.4、10.5)	国防閣外大臣 (09.10) 国防政務官 (09.10) 海軍参謀長 (07.1、11.3) 空軍参謀長 (08.3)	日英PM協議 (06.8、07.6、09.11、11.2) 日英MM協議 (07.6、08.10、09.11、11.2)
フランス	政務官 (10.5) 事務次官 (06.9) 海幕長 (09.5) 空幕長 (10.5)	国防大臣 (07.3) 国防事務総局長 (06.11、08.7) 統合参謀総長 (09.12) 海軍参謀長 (10.9) 空軍参謀長 (08.6)	日仏PM・MM協議 (07.2、08.4、09.6、10.10)
ドイツ	防衛大臣 (09.2) 政務官 (10.9)	国防大臣 (07.4) 陸軍総監 (09.3)	日独PM協議 (06.6、08.7、10.6) 日独MM協議 (06.6、08.7、10.10)
パキスタン	防衛大臣 (07.8) 空幕長 (06.4)	統合参謀本部議長 (06.6)	日・パキスタンPM協議 (06.9、09.2、10.5) 日・パキスタンMM協議 (06.9、07.8、09.2、10.5)
ニュージーランド	統幕長 (11.2) 海幕長 (07.2)	国防大臣 (06.10、08.5、10.10) 国防軍司令官 (08.3) 陸軍司令官 (09.8) 海軍司令官 (08.10)	日・ニュージーランドMM協議 (06.5、07.10、08.12、09.10、10.12)
カナダ	海幕長 (10.6) 空幕長 (06.11)	国防大臣 (06.9) 国防次官 (09.6) 地上軍参謀長 (09.8) 空軍参謀長 (06.3、10.6) 海軍参謀長 (11.5)	日加PM協議 (08.11、10.3) 日加MM協議 (06.11、09.5)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。

MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

職名のうち、07.1.9以前の防衛大臣は防衛庁長官、防衛副大臣は防衛庁副長官、06.3.27以前の統幕長は統幕議長とそれぞれ読み替えて下さい。

資料59 自衛隊が行った国際平和協力活動

(2010. 6. 30現在)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	ヘルシャ湾など	04.2.20～04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
航空自衛隊	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	01.11～	約320人	・各国艦船への補給など
航空自衛隊	在日米軍基地など	07.11	—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	08.1～10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～09.2	2人	35人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
		09.2～	3人		
	輸送部隊	96.2～	43人	1,333人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～04.6	7人 (1次司令部要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～04.6	405人 (1次隊及び2次隊は各680人、3次隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人	/	・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送
国連ネパール政治ミッション (UNMIN)	軍事監視要員	07.3～11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
国連スーダン・ミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10～	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)	司令部要員	10.2～	2人	8人	MINUSTAH司令部において、軍事・文民部門双方の施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
	施設部隊	10.2～	330人	1,212人	瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設等
国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)	軍事連絡要員	10.9～	2人	4人	東ティモール内各地の治安状況についての情報収集

(注) 1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

#### (5) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動(ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13 ～12.9	80人		・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人		・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送(地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23 ～11.22	426人		・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅)の海上輸送
インド国際緊急援助活動(地震災害)	物資支援部隊	01.2.5 ～2.11	16人		・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送(地震災害)	空輸部隊	03.12.30 ～04.1.6	31人		・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動(地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28 ～05.1.1	590人		・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助活動(地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6 ～05.3.23	22人		・国際緊急援助活動などに係る統合調整 ・国際緊急援助活動などに係る関係機関、外国軍隊などとの連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人		・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資などの輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資などの航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助活動	海上派遣部隊	05.8.5 ～05.8.10	346人		・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助活動(地震災害)	航空援助隊	05.10.12 ～05.12.2	147人		・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動	医療援助隊	06.6.1 ～06.6.22	149人		・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	09.10.5 ～09.10.17	12人		・医療活動
	統合連絡調整所		21人		・インドネシア共和国関係機関、関係国等との調整
ハイチ国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	10.1.18 ～10.2.16	104人		・医療活動
	空輸部隊		97人		・国際緊急援助隊等の航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	統合連絡調整所		33人		・ハイチ共和国関係機関、関係国等との調整
パキスタン国際緊急援助活動(水害)	航空援助隊	10.8.20 ～10.10	184人		・人員・援助物資などの航空輸送
	統合運用調整所		27人		・パキスタン関係機関、関係国等との調整
	海上輸送隊		154人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員および物資の輸送(地震災害)	空輸部隊	11.2.23 ～3.3	40人		・国際緊急援助隊等の航空輸送

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。

2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者(11名)も含む。

	活動内容	活動時期
1	WFP資材置場の整地作業	2月16日
2	ナディール美術館の瓦礫除去作業	2月22日～3月19日
3	自衛隊宿営地のWFPの排水設備の整備	3月22日～25日
4	マダン・ガノ運河の瓦礫除去作業	3月25日～26日
5	他国が使用する国営宿営地の造成作業	2月24日～3月29日
6	WFPのフォークリフト輸送（南部ジャクメルまで）	3月30日
7	国内避難民キャンプ整地支援（ブラジル軍への支援）	3月27日～4月1日
8	パキスタン部隊のためのコンテナ移動	4月3日
9	ゴヤビエ山通信塔取付道の補修	3月29日～4月5日
10	国連関連施設の建物診断	3月11日～4月9日
11	WFPコンテナの移動	4月9日
12	倒壊した経済財政省市庁舎の瓦礫除去作業	3月24日～4月12日
13	ブラジル軍への器材輸送支援	4月21日、23日
14	テルマス国内避難民キャンプ排水設備補修支援	4月7日～23日
15	学校（IMEC）整地支援	4月26日
16	MINUSTAH兵站施設用地の拡張作業支援	1次：3月30日～4月2日、2次：4月10日～26日
17	ヘル軍へのクレーン支援	4月15日～4月19日、4月27日
18	統合兵站作戦センターのコンテナ移動クレーン支援	5月6日、13日
19	交通・公共事業・通信省（仮訳）市庁舎予定地の整地作業	5月19日～21日
20	ヘル軍宿営地整地作業	5月24日
21	ドミニカ共和国との国境周辺の道路補修	3月29日～5月28日
22	ブラジル軍資材運搬・輸送支援	6月10日、11日
23	フィリピン軍コンテナ設置クレーン支援	6月21日
24	倒壊した税務署施設の解体及び瓦礫除去	6月3日～6月22日
25	キャンプ・デルタ側溝整備	6月21日～7月1日
26	倒壊した学校の解体及び瓦礫除去（日韓共同作業）	6月8日～7月1日
27	ネパール隊発電機設備支援	7月9日
28	倒壊した刑務所の解体及び瓦礫除去	5月26日～7月12日
29	クロデブーケ道路補修（ロードローラー支援）	7月13日～14日
30	「オーナミン橋梁」への施設器材輸送	7月13日～16日
31	ネパール隊燃料タンク設置支援（レッカー支援）	7月21日
32	「ヨルダン警察隊宿営地排水施設」の構築	7月20日～22日
33	宿営地整備用砂利採取	7月12日～23日
34	統合兵站作戦センター資器材輸送支援	7月22日～23日
35	「バングラデシュ警察隊宿営地排水施設」の構築	7月23日～26日
36	シグノ結核療養所の解体および瓦礫除去（日韓共同作業）	7月8日～31日
37	宿営地整備用碎石採取	8月4日
38	宿営地排水施設の構築	5月10日開始
39	ポルトープランス市内道路の瓦礫除去作業	4月9日～5月14日、5月31日～6月3日、6月9日～18日、6月30日～7月4日、7月8日～
40	ドミニカ国境道の維持・補修	6月18日（補修等の必要がある都度実施）
41	マルバセ孤児院敷地増勢	6月21日開始
42	「オーナミン橋梁」護岸補修	7月23日開始
43	「ブルドン学校」の解体及び瓦礫除去	7月26日開始
44	ボリビア隊排水施設構築	8月4日開始
45	「ネパール隊施設」の補修（クレーン支援）	3月29日～4月6日
46	「空港税関施設」の解体及び瓦礫除去	4月11日～6月中旬
47	「ミシュール孤児院施設」の解体及び瓦礫除去	5月10日～6月中旬
48	「大統領府前道路」の瓦礫除去（夜間作業）	5月10日～5月14日
49	「インド隊宿営地」の整理	5月13日～5月17日

## 資料61 補給支援特措法（平成22年1月15日失効）に基づく補給支援活動の結果に関する国会報告の概要

本報告は、補給支援特措法第7条の規定に基づき、同法第3条に規定する補給支援活動の結果について国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

### 1. 補給支援活動の結果に関する事項

- 海上自衛隊の艦艇は、平成20年1月17日から平成22年1月15日までの間、インド洋においてテロ対策海上阻止活動に従事する諸外国の軍隊等の艦船（8カ国）に対して艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を実施。派遣艦艇数（補給艦を護衛する随伴艦を含む）延べ14隻、派遣人員数延べ約2,400名。  
艦船用燃料：計145回、約2万7,005キロリットル  
艦船用ヘリコプター用燃料：計18回、約210キロリットル  
水：計67回、約4,195トン
- 補給実施海域  
オマーン湾122回、北アラビア海19回、アデン湾3回、ペルシャ湾1回。
- 活動経費  
補給支援活動に係る経費の総額については、約105億円。

### 2. 補給支援活動の評価

- (1) 補給支援活動の評価
  - 海上自衛隊の補給技術の信頼性を確認。
  - 各種業務についてのノウハウ・知見の蓄積・共有が進み、長期間継続して洋上補給を実施する能力が向上。
- (2) 今後の留意事項
  - 今後の国際平和協力活動の実施にあたっては、自衛隊の能力と技術を活かしつつ、我が国に相応しい国際協力の在り方について不断の検討と的確な対応が必要。
  - 現地情勢等に関する情報収集能力や基礎となる教育訓練、装備品の充実が必要。
  - 要員や留守家族の福利厚生やメンタルヘルスの施策も配慮が必要。

## 資料62 旧テロ対策特措法に基づく対応措置の結果に関する国会報告の概要

本報告は、旧テロ対策特措法第11条の規定に基づき、同法第4条に規定する基本計画に定める対応措置の結果について国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

### 1. 対応措置の実施の結果に関する事項

#### (1) 協力支援活動の概要

- 海上自衛隊の補給艦は、平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間、インド洋において海上阻止活動を含むOEFに従事する諸外国の軍隊等の艦船（11カ国）に対して艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を実施。派遣艦艇数（補給艦を護衛する随伴艦を含む）延べ59隻、派遣人員数延べ約1万900名。  
艦船用燃料：計 794回、約49万キロリットル  
艦船用ヘリコプター用燃料：計 67回、約990キロリットル  
水：計 128回、約6930トン
- 海自艦艇は、平成15年のタイの建設用重機等の輸送を含む3件

の輸送活動を実施。

- 航空自衛隊は、平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間、在日米軍基地間及びグアム方面への空輸を計381回実施し、主として航空機用エンジン、部品、整備器材や衣服等を輸送。
- (2) 被災民救援活動の概要  
平成13年、UNHCRからの要請に基づき、テント・毛布等を海自艦艇により我が国からパキスタンへ輸送し、UNHCRに提供。

### 2. 対応措置の実施の評価

#### (1) 自衛隊による活動の意義

- 海上阻止活動は、テロリストにインド洋を自由にさせないという抑止の観点から重要な役割を果たし、アフガニスタン国内の治安・テロ対策や民生支援の円滑な実施を下支えするもの。また、結果として、我が国にとって重要なインド洋の海上交通の安全確保にも貢献。
- 海自による補給支援は、海上阻止活動の重要な基盤となり、同活動の効率的な実施に大きく貢献。このような我が国の活動に対し、国連やアフガニスタン、パキスタン、米国を含む各国は、様々な機会に評価や謝意を表明。

#### (2) 今後の課題

- 今回の6年間に及ぶ活動の貴重な経験を、今後の自衛隊による国際平和協力活動の実施に活かしていくことが肝要。
- また、今後、新たな法律の下で自衛隊が補給活動を再開することとなる場合、今回の経験を踏まえ、引き続き、活動に関する情報の正確な伝達、可能な限りの開示等に留意が必要。

## 資料63 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の結果に関する国会報告の概要

本報告は、イラク人道復興支援特措法第5条の規定に基づき、同法第4条に規定する基本計画に定める対応措置の結果について国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

### 1. 対応措置の実施の結果に関する事項

#### (1) 自衛隊による活動

- ア 陸上自衛隊は、平成16年2月から平成18年7月までの間、サマーワを中心とするムサンナー県において、医療（技術指導277回）、給水（約53,500トン、延べ約1,189万人分）、公共施設の復旧整備（学校36校、道路補修31か所・約80km、診療所等の補修66か所）を実施。
- イ 海上自衛隊は、イラクで陸上自衛隊が使用する車両等をクウェートに輸送するため、平成16年2月から同4月までの間、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を派遣。
- ウ 航空自衛隊は、平成16年3月から平成20年12月までの間、任務運航延べ821回、人員延べ46,479名及び貨物延べ672.5トンを空輸。このうち、平成18年9月から開始した国連支援については、任務運行延べ112回、人員延べ2,799名及び貨物延べ112.2トンを空輸。

#### (2) イラク復興支援職員の派遣

イラク復興支援職員は、平成16年5月、ヨルダンで、イラク側技術者8名に、供与する発電機の据付・維持管理方法などを指導。

### 2. 対応措置の実施の評価

#### (1) 自衛隊等による活動の意義

イラクの再建は、中東地域のみならず、国際社会の平和と安定

にとって極めて重要。我が国は、対応措置の実施によりイラクの再建に貢献。

(2) 各国等の評価

イラク人道復興支援特措法に基づく我が国の対応措置に対し、イラクを始めとする各国や国連は、様々な機会に評価や謝意を表明。

(3) 活動から得られた成果

国外における活動基盤の構築・維持・撤収、継続的な要員派遣などについて、貴重な経験を獲得。

(4) 今後の活動への留意事項

今回の経験を、今後の自衛隊等による国際平和協力活動に活か

していくことが肝要。その際には、例えば以下のような点に留意。

ア 自衛隊等を派遣するためには、現地情勢等を踏まえ、早急に現地のニーズを把握するとともに、我が国の能力に合致した活動内容を決定。

イ イラクでは、自衛隊による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」として大きな効果を挙げたことを踏まえ、持てる資源を有効に活用し、関係省庁が密接に連携して支援を実施。

ウ 実りある国際平和協力活動を安全確実に行うため、現地情勢等に関する情報収集能力の強化や、教育訓練・装備品の充実。

エ 派遣される要員が安心して活動に従事できるよう、派遣要員・留守家族の福利厚生やメンタルヘルスのための施策に配慮。

資料64 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（核兵器）

(2011. 5. 31現在)

区 分	条約など	概 要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○核不拡散 米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器の取得等を禁止</li> <li>○核軍縮 核兵器国が、核軍縮交渉を誠実に行う義務を規定</li> <li>○原子力の平和的利用 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）（注2）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条）</li> <li>○70（昭45）年発効</li> <li>○締約国 190か国</li> <li>○主な未加盟国 インド、パキスタン、イスラエル</li> </ul>
	包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発および他の核爆発を禁止</li> <li>○署名国181か国 批准国153か国（発効要件国44か国のうち署名国41か国、批准国35か国）</li> <li>○CTBT発効の要件である、特定の44か国すべての批准が必要とされる中で、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未発効</li> <li>○主な未加盟国 米国、中国、イラン、北朝鮮、インド、パキスタン</li> </ul>
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group) (注4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の拡散を防止</li> <li>○78（昭53）年成立（74（昭49）年のインドの核実験を契機）</li> <li>○参加国 46か国</li> </ul>

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>>参照。  
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/index.html>>参照。  
 3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html>>参照。  
 4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>>参照。

資料65 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（生物・化学兵器）

(2011. 5. 31現在)

区 分	条約など	概 要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	生物兵器禁止条約 (BWC: Biological Weapons Convention) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。</li> <li>○75（昭50）年発効</li> <li>○締約国：163か国</li> <li>○主な未加盟国 イスラエル</li> </ul>
	化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。</li> <li>○CWCの発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに化学兵器禁止機関（OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が97年（平成9）に設立</li> <li>○97（平成9）年発効</li> <li>○締約国：188か国</li> <li>○主な未加盟国 北朝鮮、シリア、イスラエル、ミャンマー</li> </ul>
不拡散のための輸出管理体制	オーストラリア・グループ (AG: Australia Group) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散防止を行っている。</li> <li>○85（昭60）年発効</li> <li>○参加国：41か国</li> </ul>

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html>>参照。  
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>>参照。  
 3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html>>参照。

資料66 国際機関への防衛省職員の派遣実績

(2006. 4. 1～2011. 5. 31現在)

派 遣 期 間	派 遣 機 関 名	派 遣 実 績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.8.1	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）※
97.6.23～00.6.25	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
05.7.11～09.7.11	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
09.1.9～	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
11.1.15～	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）

※OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

資料67 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（運搬手段（ミサイル））

(2011. 5. 31現在)

区 分	条約など	概 要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意</li> <li>○02（平成14）年採択</li> <li>○参加国 131か国</li> </ul>
不拡散のための輸出管理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR: Missile Technology Control Regime) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。</li> <li>○87（昭62）年設立</li> <li>○参加国 34か国</li> </ul>

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/index.html>>参照。  
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtcr.html>>参照。

区 分	条約など	概 要
軍備管理・軍縮・ 不拡散関連条約 など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects) (注1)	○附属議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書 締約国109か 国 附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用禁止又は制 限に関する議定書 締約国92か国 改正附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ等の使用禁止又は制限に関する議 定書 締約国93か国 附属議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国105か国 附属議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 締約国96か国 附属議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書 締約国67か国 日本は、Ⅰ～Ⅴまでの附属議定書を締結 ○83(昭58)年発効 ○締約国 113か国 ○主な未加盟国 北朝鮮、ミャンマー、イラン、イラク、シリア
	対人地雷禁止条約(オタワ条約) (注2)	○対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内 の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠 牲者支援についての国際協力・援助等を規定 ○99(平成11)年発効 ○締約国 156か国 ○主な未加盟国 米国、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、インド、パキスタン、イ ラン、イスラエル、エジプト
	小型武器の非合法取引規制	国連を中心に小型武器の非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途について 検討中
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC(European Community)諸 国(当時)などとともに提案し、92(平成4)年に発足した。各国は、7種類 の装備品(注3)について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録す ることとなっている。
	国連軍事支出報告制度	軍事支出の透明性向上、軍事支出の削減を目的に1980年に設立。報告項目は、「人 件費」、「運営及び維持費用」、「調達及び建設費用」、「研究開発費用」の4項目で ある。
不拡散のための輸 出管理体制	クラスター弾に関する条約(オスロ条約)	○クラスター弾の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵クラスター 弾の原則8年以内の廃棄、クラスター弾残存物等の原則10年以内の除去等を 義務付けるとともに、クラスター弾除去、犠牲者支援についての国際協力・援 助等を規定。 ○10(平成22)年発効 ○締約57国 ○主な未加盟国 米国、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、インド、パキスタン、イ ラン、イスラエル、エジプト、ブラジル
	ワッセナー・アレンジメント (注4)	○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム (1)通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およ びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、 地域および国際社会の安全と安定に寄与 (2)グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止 ○96(平成8)年に設立 ○参加国 40か国

(注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>>参照。

2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>>参照。

3 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口徑火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、  
⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03(平成15)年行われた制度見直しにより携帯式地对空ミサイル(MANPADS)  
が「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー(小項目)として追加登録された。

4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>>参照。